

## 11 経済産業省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	110010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	火薬類を用いて製造される製品 (火工品)の無許可製造に係る適 用範囲の拡大	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1016070	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	火薬類取締法第4条 同法施行規則第19条 昭和49年通商産業省告示第51号

求める措置の具体的内容	<p>少量の火薬類を用いて製造され、安全性が確保された製品については、火工品の無許可製造に係る適用範囲の拡大を要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>動物生態調査用遠隔測定（テレメトリー）発信器を作る際、既製の電気導火線を内蔵させる過程において、接続線を短く切る作業が発生する。</p> <p>その際、既製の電気導火線の火薬量が極めて少量（30 mg以下）であっても、法第三条の規定により、【火薬類】の取扱いとされ経済産業大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>この為、火薬量が極めて少量（30mg）以下の既製の電気導火線を使う場合でも、堅牢な火薬庫の設置や製造設備が必要となるほか、過剰と思われる手続きや技術基準が定められていることから、国内での動物生態調査用遠隔測定（テレメトリー）発信器を製造する際の障害となっており、外国製品を使わざるを得ない状況になっている。</p> <p>既製の火薬量が少量である電気導火線を加工する際は、無許可で取り扱えるようにすることにより、国内での動物生態調査用遠隔測定発信器の製造がスムーズに行なえるようになり、研究者のニーズに応える商品づくりや産業の活性化につなげたい。</p> <p><b>【求める規制の特例措置】</b></p> <p>①火薬類取締法 第三条 において、既製の電気導火線を加工する場合経済産業大臣の許可を不要とすること。</p> <p>②昭和49年通商産業省告示第51号において、製造業者であっても、既製の電気導火線を保管する場合は、2000個以下であれば保管庫を不要とすること。</p> <p><b>【代替措置等】</b></p> <p>対象となる企業を限定する。また、火薬類の簡易な製造に限定するため、安全性は確保され则认为る。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	110020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	住宅等における屋内電路の対地電圧の制限の直流給配電のシステムの実証的検討に向けた規制緩和	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1047010	
提案主体名	富士見町			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気設備技術基準及びその解釈第 143 条

<b>求める措置の具体的内容</b>
電気設備技術基準及びその解釈において定められている住宅の屋内電路の対地電圧が、「原則 300V 以下」という制限を「原則 500V 以下」への自治体特定事業などでの特例措置を求める。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>特定電気事業者の事業として、自営線による【直流】の電力供給を認め、その際、屋内電路の対地電圧を「原則 500V 以下」に引き上げて欲しい。</p> <p>自治体特定事業等では、自立・分散型の自治体内特定地域の電力網を直流ベースに公共施設や住宅等の接続運用の実証的検討を構想している。そこでは、街区や地区のエネルギーシステムにおいて、再生可能エネルギーや蓄電池の電力をそのクラスター内で、消費と生産を調整して自律的な荷電融通のマネジメントシステムを検証する等を行うことと想定している。</p> <p>データセンター等で実装されている 500V 以下で直流給配電を住宅へ適用することで、街区などクラスター連携を親和的に検討することができ、安全性及びコスト削減が期待されるため。これにより、既存の電力システムをよりレジリエント性高くするとともに、低炭素化の強化を実現する実証的な給配蓄電システム開発や制御技術への貢献を自治体特定事業において推進する。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	110030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	自治体内発電装置から、自治体内蓄電池への送電・蓄電の許可	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1047020	
提案主体名	富士見町			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業法第3条、第4条、第5条

<b>求める措置の具体的内容</b>
経済産業大臣の認定を受けた事業に限り、蓄電池への充電ならびに所内負荷への接続を許可する
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>特定電気事業者の事業として、ソーラーパネルで発電した電気を充電した蓄電池、もしくは蓄電機能を有する電気自動車を利用し、特定電気事業の契約者を対象に蓄電池による電力供給を可能とする。</p> <p>自治体特定事業等では、テレワーク拠点整備など先導的な低炭素エネルギーによる事業展開が想定されており、太陽光発電や蓄電池の電力を自治体内で道路を挟んだ地区を超えて、蓄電池、もしくは蓄電機能を有する電気自動車等で供給する仕組みにすることで、より広い領域での融通を直流給電により達成するため。</p>

## 11 経済産業省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	110040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	災害時および自治体特定事業での 地区間電力融通の実行における特 定供給の供給先に関する規制緩和	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1047030
提案主体名	富士見町		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	電気事業法第17条第1項、第2項、第3項

<b>求める措置の具体的内容</b>
経済産業大臣の許可不要な電気供給の要件に、「災害・停電時および自治体特定事業において相互協力を約定している組織内等への供給」という要件の追加を求める。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
自治体内にある複数のメガソーラから特定の対象に対しての自立的供給を許可願いたい。
普段はソーラーパネルによる、特定電気事業者としての事業を想定しているが災害時、経済産業大臣の許可がなくても、【町】の単位において、特定電気事業者の電力供給エリアから、一般電気事業者の電力供給エリアに接続し、特定の避難施設等への【交流】による電気の供給を許可して欲しい。但し、災害時に一般電気事業者のエリアへ無許可で交流による電力供給をする際は安全策として、周波数や電圧などの電力品質を自力で維持するための制御システムの導入を行った上で流すことを条件とする。
自治体BCPの観点から、商用系統停電時などに太陽光発電や蓄電池の電力を自治体内の地区間(分散点在する避難施設)で融通して有効に使う仕組みとすることで、より広い領域で災害対応での有効活用や地域エネルギーセキュリティの確保を可能とする。